

第 2 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 3 年 7 月 2 9 日（木）

せたな町農業委員会

第 2 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 3 年 7 月 2 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 から 1 時 5 4 分

2. 開催場所 せたな町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (1 3 人)

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	松	崎		豊
委員	1 番	渥	美	光	成
	2 番	吉	田		優
	3 番	高	橋	光	也
	4 番	玉	木	久	志
	7 番	森		正	勝
	8 番	小	島	敏	人
	9 番	大	羽	孝	志
	1 0 番	金	谷	勝	則
	1 1 番	弥	左	輝	彦
	1 2 番	大	口		寧
	1 3 番	日	置	和	彦

4. 欠席委員 (2 人)

5 番	竹	内	厚	子
6 番	阿	部	紹	子

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
第 4	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 5	議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
第 6	議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 7	議案第 5 号 土地現況証明願について
第 8	議案第 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第2回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございます。

いつもですと、大変お忙しい中という言葉が発するわけでございますけども、最近は暑いですね、これが1番の最初の挨拶の言葉となっております。

会長

そういったなかで、ここせたな町におきましては、干ばつということで農作物等到大変な被害がでてきているのかなと思ってございます。

水稲に関しましては、水系はいろいろございますが、私のところの川水系は、8月1日から節水ということで用水の水が2日来たら1日休むとかたちで今対応するところでございます。

会長

畑作関係ですが、全道的に馬鈴薯の収穫が行われていますが、馬鈴薯に関しては干ばつで玉が小さく、ひどいところでM玉が中心、ほとんどがLM玉中心という大変な状況でございます。

会長

また畜産に関しても2番牧草が伸びてはきていましたが、先っぽが赤くなっており、既に収量も全然無いということで、畜産関係も牧草に関しては影響が出ており、今後いろいろと心配されるところでございます。

会長

例年ですとこれから台風が来たり、いろいろ自然災害がございます。ぜひ自然災害が無いようにお祈りいたします。

会長

本日は議案第1号から第6号までございます。慎重審議の程よろしく願いまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日、阿部委員、竹内委員より欠席の届け出がございました。

只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規

議長

則第 13 条の規定により、1 番渥美委員、2 番吉田委員を指名いたします。この指名は、第 2 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 1 ページをご覧下さい。

番号 18 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、[] の計 2 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、後継者に贈与するためでございます。

事務局

2 ページをご覧下さい。

番号 19 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、[]、[]、[]、[]、[] の計 6 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、後継者に贈与するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和 3 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料の 3 ページをご覧ください。

番号 15 番。譲渡人が []、[] さん。譲受人が []、[] さん。所在につきましては、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[] の計 8 筆、内、田んぼが 6 筆 [] m²、畑が 2 筆 [] m²、面積が合わせて [] m²、契約内容は贈与、理由につきましては、農地を後継者に贈与したいためでございます、[] しております。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 16 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[] の計 10 筆、内、田んぼが 6 筆 [] m²、畑が 4 筆 [] m²、面積が合わせて [] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、こちらの理由につきましては、農地を農地所有適格法人に使用貸借したいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案3ページをご覧ください。
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和3年7月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料7ページをご覧ください。
番号57番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計6筆、内、田んぼが1筆 m^2 、畑が5筆 m^2 、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田と採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2021年7月29日から2024年7月28日までの3年間、田んぼの単価が 円、畑の単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございます。

事務局 8ページをご覧ください。
番号58番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
、
さん。利用権設定等に係る土地につきましては、

事務局

■■■■、■■■、■■■ の計 3 筆、面積が ■■■■ m²、利用目的は水田、こちらは売買でございます、所有権移転の時期につきましては 2021 年 7 月 29 日、対価の支払期限が 2021 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が ■■■■ 円、売買価格は ■■■■ 円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。
農地法第 4 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和 3 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。
番号 2 番。申請者につきましては、■■■■、■■■ さんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■、現況地目が畑、面積が ■■■■ m² の内 ■■■■ m²、転用の目的につきましては、■■■■ の植樹、本数につきましては 2,000 本でございます。転用事由の詳細につきましては、当該地は山林に囲まれた農地で生産性、作業効率が悪い、特に大きな石が多いということで、植林し土地を保全管理するものでございます。

位置図につきましては 13 ページ、14 ページに掲載しております航空写真

のとおりでございます。

事務局

当該地は 10ha 未満の小集団の中にあること、また農業振興整備計画による農用地区域内農地ではありますが、除外の手続きが進められておりまして、9 月上旬には除外される見込みでありますことから、第 2 種農地と判断いたしました。

本事業は植樹でありますことから、代替地は無いものとして他に適した農地は無いものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 3 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。

番号 8 番。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]の計 5 筆、公簿地目は田んぼと畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [] m²、利用状況につきましては原野と山林でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

こちらにつきましては、2021 年 7 月 16 日と 7 月 21 日に [] 会長、[] 代理、[] 委員と現地に出向き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、16 ページ、17 ページ、18 ページの図 3、図 4、図 5 のとおりでございます。

事務局

番号 9 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は田んぼ、現況は農地採草放牧地以外、面積が[REDACTED]㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

こちらにつきましては、2021 年 7 月 15 日に[REDACTED]会長、[REDACTED]委員、[REDACTED]委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、19 ページ、20 ページの図 6、図 7 のとおりでございます。

事務局

番号 10 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が[REDACTED]㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

こちらにつきましては、2021 年 7 月 16 日に[REDACTED]会長、[REDACTED]代理、[REDACTED]委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、21 ページ、22 ページの図 8、図 9 のとおりでございます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案の 6 ページをご覧ください。

議案第 6 号でございます。こちらにつきましては令和元年 11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会でこの申し合わせ決議が承認され、改めて農業委員会組織として、綱紀粛正の徹底を諮っていくことが確認され

てございます。

事務局

各農業委員会の総会で、令和元年12月と令和2年1月に実施するように指示がございまして、せたな町農業委員会では、令和2年1月30日の総会で実施してございます。

事務局

また、これにつきましては令和2年度以降も同様の取り組みの実施を行うよう、北海道農業会議代表理事会長から通知がありましたことから、当農業委員会においても年間計画の中で、7月に実施することを計画に入れております。

事務局

それでは決議を読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ決議する。

事務局

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

事務局

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第6号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第2回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 8 月 27 日

会議録署名委員

1 番 渥美光成

2 番 吉田 優

議 長

原 田 嘉博